

【添付書類一覧】 世帯の状況で該当ある場合はご提出ください。

①控除の対象となる証明書（写し含）を提出した場合、下記控除額または所得額の一部を合計所得金額から差し引いて審査します。

事例	提出書類（コピー可）
ひとり親世帯 (27 万円控除)	<u>児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証、ひとり親世帯であることがわかる戸籍謄本</u> ※いずれか一つ
同じ世帯に障がい者を有する方がいる (等級により 40 万円または 27 万円控除 (2 人目からは半額))	<u>世帯員の障害者手帳、療育手帳、(特別児童扶養手当認定受給中の場合は、資格確認をいたしますので、申請書にチェックの みお願いします)</u> ※対象の世帯員ごとにいずれか一つ ※氏名と等級が分かるように添付してください
主たる生計者が罹災した (火災、風水害、震災等)	<u>罹災証明書</u> （ただし、次の場合に限る） 直近 1 年以内に罹災したもの
主たる生計者が失業した	<u>雇用保険受給資格者証</u> （ただし、次の場合に限る） 「受給期間満了日」が、令和 9 年 2 月以降である

※世帯員の前年中の医療費（領収書）も控除の対象となります。(27 万円を限度として控除)
但し、対象の医療費は、健康保険の保険診療の範囲内における自己負担分に限ります。

②令和 8 年 1 月 2 日以降に八尾市外から転入した場合

提出が必要な方	提出書類（コピー可）※
令和 8 年 1 月 2 日以降に 八尾市外から転入した方	<u>令和 8 年度（令和 7 年中所得分）の課税証明書</u> ※令和 8 年 1 月 1 日時点で住民登録があった市町村で取得してください。 申請時点で添付できない場合は、先に記入済の申請書をご提出いただき、 後日課税証明書をご提出ください。

③令和 8 年 4 月 1 日以降に離婚・死別で、保護者の変更があった場合

事例	提出書類（コピー可）
離婚の場合	<u>離婚日の確認できる書類</u> (戸籍謄(抄)本、離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書)
死別の場合	<u>死亡日の確認できる書類</u> (医師の診断書の写し、死亡届の写し、住民異動届の写し)

④単身赴任、離婚調停中等で、児童・生徒の父母など保護者が別の住所に住んでいる場合

事例	提出書類（コピー可）
父母等の保護者が、八尾 市外に在住している場合	<u>令和 8 年度（令和 7 年中所得分）の課税証明書</u> ※令和 8 年 1 月 1 日時点で住民登録があった市町村で取得してください。 申請時点で添付できない場合は、先に記入済の申請書をご提出いただき、 後日課税証明書をご提出ください。
離婚調停(協議)中の場合	<u>離婚調停(協議)中であることを明らかにできる書類</u> (調停期日呼出状、事件係属証明書、弁護士が作成した調停(協議)の状況を記載した書類) ※文書の作成年月日が直近のもの。